

# 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)化・省CO2促進事業

(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)

2019年度予算(案) 5,000百万円(5,000百万円) 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

## 背景・目的

## 事業目的・概要等

- 2030年のCO2削減目標達成には、業務その他部門におけるCO2排出量の約4割の削減が必要とされる。
- その達成には分野に関わらず広く業務用施設等において大幅な低炭素化 を推進する必要があり、その促進に必要となる以下の事業を実施する。

### 事業概要 (連携省庁)

- 1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携) 地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高い システム・設備機器等の導入を支援。なお、CLT等の新たな木質部材を用い るZEBについて優先採択枠を設ける。
- 2. 既存建築物における省CO2改修支援事業(一部国土交通省連携) 既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、①運用改善によるさらなる省エネを実現するための体制を構築しCO2削減に努める事業、②オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書(グリーンリース(GL)契約等)を結び、協働して省CO2化を図る事業、③空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- 3. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

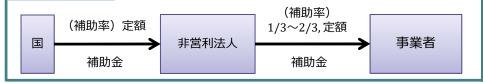
自然公園法に基づく認可を受けた国立公園内の宿舎事業施設(ホテル、旅館等)であって、外国人宿泊者受入対応のための改修も併せて実施する施設に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。

4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国土交通省連携) 上下水道施設における小水力発電設備等の再工ネ設備、高効率設備やイン バータ等の省工ネ設備、IoT等を用いた下水処理場の省工ネ化のために必要な 監視システム、運転制御システム等の導入・改修を支援。

### 期待される効果

新築建築物におけるZEBの実現と普及、既存建築物における設備改修及び 運用改善による省工ネの実現、省工ネ技術の導入促進による上下水道施設の 低炭素化を促進する。

## 事業スキーム



#### 1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

- ① 『ZEB』・Nearly ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
- ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 2/3 (延床面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延床面積2,000㎡未満の既存民間 建築物、及び地方公共団体所有の建築物(面積上限なし))

※上限5億円/年(延床面積2,000m未満の既存民間建築物は上限3億円/年)

・補助要件 Nearly ZEB (※1) 以上の建築物であること。

※1:設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減(再生可能エネルギー除く)、かつ基準一次エネルギー消費量から75%以上削減(再生可能エネルギー含む)となる建築物。

#### ②ZEB Readyの普及に向けた先進的省エネルギー建築物支援事業

- ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 平成30年度からの継続事業:2/3(上限3億円/年(地方公共団体は上限5億円/年))

新築建築物: m単価定額(延床面積2,000m未満)

1/2 (延床面積2,000m以上10,000m未満の民間建築物、及び延床 面積2,000m以上の地方公共団体所有の建築物)

※上限5億円/年

既存建築物:1/2(延床面積2,000㎡未満の民間建築物、及び地方公共団体所有の

建築物(面積上限なし))

※上限3億円/年(地方公共団体は上限5億円/年)

・補助要件 ZEB Ready (※2) の普及に向けた建築物であること

※2:設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減(再生可能 エネルギー除く)、かつ基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満削減 (再生可能エネルギー含む)となる建築物。

2. 既存建築物における省CO2改修支援事業

#### ①民間建築物等における省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 建築物を所有する民間企業等
- ・補助対象経費 改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、照明、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 1/2(上限5,000万円)
- ・補助要件 既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減
  - 運用改善によりさらなる省工ネの実現を目的とした体制の構築

#### ②テナントビルの省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 テナントビルを所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/3 (上限4,000万円)
- ・補助要件 ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結

#### ③空き家等における省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 空き家等を所有する者
- ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 2/3
- ・補助要件 空き家等を改修し、業務用施設として利用

#### 3. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 国立公園事業者(宿舎事業者)
- ・補助対象経費 再工ネ設備、省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/2 (太陽光発電設備のみ1/3)

#### 4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 水道事業者・下水道管理者等
- ・補助対象経費 再工ネ設備、省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/2 (太陽光発電設備のみ1/3)
- 事業実施期間 1.2.平成31年度(2019年度)~35年度(2023年度)
  - 3. 平成30年度~35年度(2023年度) 4. 平成28年度~35年度(2023年度)